

岡山県からお知らせ

特定非営利活動促進法が改正されます！

令和2年12月2日に特定非営利活動促進法（NPO法）が一部改正となり、令和3年6月9日より施行されます。改正内容の概要は以下のとおりですので、ご留意願います。

1 設立認証申請・定款変更認証申請の縦覧期間、補正期間が短縮されます。

現 行	令和3年6月9日から
(縦覧期間) 申請書を受理した日から1ヶ月間	(縦覧期間) 申請書を受理した日から2週間
(補正期間) 申請書を受理した日から2週間	(補正期間) 申請書を受理した日から1週間

縦覧事項は、インターネットの利用等により公表されます。この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行われます。

2 個人の住所等が、公表等の対象から除外されます。

以下の「役員名簿」「社員名簿」に記載されている個人の住所・居所は、閲覧・謄写の対象から除外されます。

- ◆設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
- ◆請求があった場合に認定・特例認定 NPO 法人が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」
→閲覧書類について、住所・居所を黒塗りにする等の対応をお願いします。
- ◆請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」「社員名簿」
(注) 社員その他の利害関係人から請求があった場合に法人が閲覧させる、「役員名簿」「社員名簿」については、引き続き閲覧の対象です。

3 認定・特例認定 NPO 法人の所轄庁への提出書類が一部削減・追加されます。

(1) 削減された書類
◆「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出は不要です。 (注) 当該書類の「作成」「事務所への備置き」「事務所における閲覧」は引き続き行う義務があります。
(2) 内容に変更がない場合、提出が不要な書類
◆「役員報酬規程」「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要です。 (注) 変更が生じた場合は、提出する必要があります。
(3) 追加された書類 (施行規則改正関係)
◆認定・特例認定 NPO 法人の役員に対する報酬等の状況を記載した書類について、毎事業年度の提出が必要です。

4 NPO 法関連手続きのデジタル化推進について規定されました。

社会的な課題となっている各種行政手続きのデジタル化推進の一環として、今後、NPO 法関連手続きについても、デジタル化・オンライン化に向けて必要な措置が講じられます。